

令和3年度糸島市社会福祉協議会「賛助会員」加入のお願い

賛助会員とは、糸島市社会福祉協議会が行う活動にご賛同していただき、活動を財政面で支えていただく個人及び企業・法人のことです。ご賛同いただいた賛助会費は、糸島市社会福祉協議会の行う事業、校区社会福祉協議会の活動への支援、高齢者・障害者の生活の支援などの関係事務費に配分し、有効に活用させていただきます。



前原校区・怡土校区社会福祉協議会合同
認知症捜索声かけ訓練の様子



可也校区社会福祉協議会の一人暮らし
高齢者の集いの様子。

令和2年度小地域福祉活動費の財源内訳 総額 13,495,000円

《小地域福祉活動費》

- ◇ 校区社会福祉協議会活動費 3,750,000円
- ◇ 一人暮らし高齢者のつどい開催 3,478,000円
- ◇ 一人暮らし高齢者の見守り活動 5,217,000円
- ◇ 福祉委員 活動費、研修費 1,050,000円

【賛助会費】

一般会員 年会費 1口1,000円

特別会員 1口5,000円

なお、社協への寄附は、『**税額控除制度**』の適用（次ページに記載）を受けることができます。

社協への寄附は、『**税額控除制度**』の適用を受けることができます。

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会

「**税額控除**」とは、所得税額から一定の金額を控除する制度です。

個人が本会に寄附した場合、①所得控除制度に加え、②税額控除制度が導入され、確定申告の際に寄附者（納税者）がどちらかを選択できるようになりました。（租税特別措置法第41条の18の3）

- ① 所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率が高くなる）をかけて税額を算出します。
- ② 税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。
このため、小口の寄附でも、所得控除と比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。

例 寄附金 50,000 円（所得税率が 20% の寄附者の場合）
一律 2,000 円を寄付金額から差し引きます。

所得税

- ① 所得控除の場合

所得税 $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% \times 1.021 = 9,800 \text{ 円}$

- ② 税額控除の場合

所得税額の 25% が限度となりますが、「寄附金額から 2,000 円を控除した額の 40%」が所得税額から控除されます。

所得税 $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 19,200 \text{ 円}$

住民税

住民税 $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 4,800 \text{ 円}$

※ 確定申告が必要です。

※ 税額控除を希望される方については、本会領収書と別に税額控除法人の証明書をお渡します。

糸島市社会福祉協議会では、地域での福祉活動の推進に必要な財源として、みなさまからの寄附金を受け付けています。

（糸島市社協 HP に寄附申請書等の様式がダウンロードできます。）

問い合わせ先 糸島市社会福祉協議会 経営管理課 Tel 3 2 4 - 1 6 6 0